

2023 年 2 月

わが国におけるカーボン・クレジット市場の最新事情 —グリーントランスフォーメーション(GX)・脱炭素(カーボンニュートラル) の実現に向けて—

弁護士 宮川 賢司

日本政府は、2050 年にはカーボンニュートラルを実現する目標を掲げており、この目標を達成する手段の一つとしてカーボン・クレジット等の経済的手法が注目されている。

2023 年 2 月 10 日には、「成長志向型カーボンプライシング構想」等の包括的な政策パッケージを含む「GX 実現に向けた基本方針」等が閣議決定された。海外においても、ボランタリー・クレジットに関する議論が活発に行われており、脱炭素社会への移行に関連する投融資を促進する手段としてカーボン・クレジット等の活用が拡大している。

本ニュースレターでは、国内外のカーボン・クレジットを巡る議論の最新事情を概観しつつ、カーボン・クレジット関連取引に関連するリスク及び対処方法を検討する。

I. はじめに

日本政府は、2030 年の温室効果ガス(以下「GHG」という。)排出量を 2013 年度比で 46%削減し 2050 年にはカーボンニュートラル¹を実現する目標(Nationally Determined Contribution、以下「NDC」という。)を掲げている²。NDC を達成するには日本国内の GHG 排出を削減することが先決であり、そのために再生可能エネルギーの拡大等の施策が決定されている(ヒエラルキー・アプローチ)。しかし、日本国内における GHG 排出削減では目

¹ 「カーボンニュートラル」とは、「人為的な GHG 排出量と人為的な GHG 除去量が釣り合っている状態」を意味するものとされており、日本政府の 2050 年におけるカーボンニュートラルの目標達成についても、その一部についてカーボン・クレジット(GHG 除去・吸収の結果発行されるもの)と GHG 排出をオフセットすることで達成することが想定されている。

² https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000121.html
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100285591.pdf>

標達成に足りない又は過剰なコストがかかる可能性があるため、これを是正する手段としてカーボン・クレジット等のカーボンプライシングが注目されている。

企業としても同じように、まずは再生可能エネルギーの利用拡大や水素・アンモニアの利用拡大など自らの企業活動において GHG 排出削減に取り組むことが必要である。しかし、例えば自社やサプライチェーンにおける GHG 排出削減など目標達成に足りない又は過剰なコストがかかる場合に、カーボン・クレジット取引を併用することが考えられる。

しかし、カーボン・クレジット取引においては、見せかけの環境対策(グリーンウォッシュ)などの批判もあるため、カーボン・クレジットにまつわるリスクを理解した上で、カーボン・クレジット投融資に取り組む必要がある。以下では、国内外の近時の動向を概観しつつ、企業や金融機関として注意すべきポイントを検討する。

II. カーボン・クレジット等に関する動向(日本国内)

1. GX 基本方針及び GX 推進法案

2023 年 2 月 10 日、以下の内容を有する「GX 実現に向けた基本方針」³及び「GX 推進法案」⁴が閣議決定された。

- 再生可能エネルギーの主力電源化、原子力の活用、水素・アンモニアの導入促進等によるエネルギー転換の促進
- 20 兆円規模の大胆な先行投資支援を実行するための GX 経済移行債の発行
- 「排出量取引制度」、「発電事業者に対する有償オークションの段階的導入」及び「炭素に対する賦課金」を含む、カーボンプライシング制度の導入

2. グリーントランスフォーメーション(GX)リーグ

2022 年 6 月に経済産業省より公表されたカーボン・クレジット・レポート⁵を踏まえ、日本版排出量取引市場として「グリーントランスフォーメーション(GX)リーグ」の実証実験が 2022 年 9 月から始められ、2023 年 4 月には本格稼働が想定されている⁶。EUETS など海外における排出量取引市場と比較して、GX リーグは以下の特徴を有する。

(1) GX リーグ、GXETS 及びカーボン・クレジット市場の関係

³ 下記経済産業省リンク参照。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002.html>

⁴ 下記環境省リンク参照。

https://www.env.go.jp/press/press_01200.html

⁵ 下記経済産業省リンク参照。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220628003/20220628003.html>

なお、カーボン・クレジット・レポートの詳細については、下記 Newsletter 参照。

https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins12_pdf/220629.pdf

⁶ 下記 GX リーグ事務局のリンクにより、2023 年 2 月から GX リーグ参画企業の募集が正式に開始されている。

<https://gx-league.go.jp/howtojoin/>

- GX リーグは、GX 関連の政策等を議論するためのプラットフォームであり、企業はこれに参加することでルールメイキングに主体的に参加できる。また、GXリーグでは、当面の間は参加企業がダッシュボードを通じて GHG 削減目標及び達成状況等を開示することで、日本企業全体のGX対策を牽引することが期待されている。
- GX リーグ参加企業は、自主的な排出量取引制度(以下「GX-ETS」という。)に参加する必要がある。2023 年 1 月末時点において、GX リーグ及び GXETS への参加は各企業の任意でありまた参加企業による目標達成について法的な遵守義務等は課されていないが、2023 年 2 月に GX リーグ事務局が公表した「GX-ETS の概要」⁷ によれば、2026 年頃から参加企業による遵守義務を課す等の規律強化が検討されている。現状の公表資料に基づくと、GX-ETS は以下のとおり整理できる。
 - GX リーグ参加企業のうち、NDC 相当分以上の GHG 削減を達成した企業には、一定のルールに従って超過削減枠が付与され、当該企業はこれを売却できる。
 - GX リーグ参加企業のうち NDC 相当分の GHG 削減を達成できなかった企業は、適格カーボン・クレジット(例えば J クレジット・JCM クレジット)とのオフセット等の対応が必要になる。
- 上記の GX リーグ及び GX-ETS とは別に、東京証券取引所において、カーボン・クレジットを取引する市場としての「カーボン・クレジット市場」(以下「カーボン・クレジット市場」)が開設されている⁸。カーボン・クレジット市場は、J クレジット等の取引を活性化し価格を発信するための市場であると言える。

(2) タイムライン

GX リーグ及び GXETS について、以下のようなタイムラインが想定されている。

- 2022 年 9 月から 2023 年 3 月: 準備期間
- 2023 年度から 2025 年度頃: 第 1 フェーズ(自主参加をベースとする試行期間)
- 2026 年度頃から 2030 年度頃: 第 2 フェーズ(規制強化を含む GX リーグ/GXETS の本格稼働)
- 2030 年度頃移行: 第 3 フェーズ(発電部門について段階的なオークションの導入を含む更なる発展)

(3) 取扱い対象のカーボン・クレジット

GXETS は、日本のカーボン・クレジット市場の中心的存在であり、GXETS においていかなるカーボン・クレジットを取扱い対象とするかは検討課題である。この点、潜在的には以下のカーボン・クレジット(及びそれを裏付として発行されるトークン等)を取扱い対象とすることが考えられる。

表: 国内外のカーボン・クレジットの制度・種別

制度の実施主体／対象 プロジェクトの所在地	国内	海外
政府等の公的機関	超過削減枠(下記①参照) J-クレジット(下記②参照)	二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism(JCM))(下記③参照)

⁷ 脚注 4 のリンクにおいて、参考資料「02_GX-ETS の概要」として公表されている。

⁸ 下記 JPX リンク参照。

<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/index.html>

NGO 等の民間団体	J ブルークレジット ⁹	Verified Carbon Standard(VCS)等の 海外ボランティア・クレジット
------------	-------------------------	---

① 超過削減枠

✓ 定義

2023年2月にGXリーグ事務局が公表した「GXリーグ規程」¹⁰第3条によれば、「GXリーグ規程第6章第3節に定めるGXリーグ参画企業の排出削減量であり、GXリーグ事務局が発行する温室効果ガスの量(温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあつては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたもの)」と定義されている。

✓ クレジットの種類

GXリーグは参加が任意であり厳密な意味でのキャップが課されていないためEUETSと単純に比較することは難しいが、超過削減枠はいわゆる「ベースライン&クレジット」型¹¹ではなく、「キャップ&トレード」型¹²に類するものと言える。従って、個別のGHG排出削減プロジェクトではなく、GXリーグ参加企業のGHG排出量(国内直接排出量)が問題となる。

✓ クレジットの創出対象等

◇ GXリーグ参加企業の国内直接排出(Scope1)¹³を対象とする。

◇ NDC相当排出量よりも実排出量が少ない場合に、その差分について付与される¹⁴。

✓ GXETSにおける取扱い

超過削減枠が日本政府(パブリックセクター)の策定する合理的なルールに基づいて発行される限り超過削減枠の質は高いものと評価できるため、実際に超過削減枠が発行される段階になればこれをGXETSで取り扱うことについて障害は少ないものと考えられる。

② Jクレジット

✓ 定義

⁹ Jブルークレジットとは、ジャパンブルーエコノミー技術研究組合(JBE)が制度管理者となり、2020年よりブルーカーボンに特化して認証を行う国内ボランティア・クレジット制度をいう(下記リンク参照)。

<https://www.blueeconomy.jp/credit/>

¹⁰ 脚注4のリンクにおいて、「GXリーグ規程」として公表されている。

¹¹ 「GHG排出削減プロジェクトを対象に、そのプロジェクトが存在しなかった場合の排出量及び炭素吸収・炭素除去量(以下「排出量等」という。)の見通し(ベースライン排出量等)と実際の排出量等(プロジェクト排出量等)の差分について、MRV(モニタリング・レポート・検証)を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したもの」をいう。

¹² 「特定の組織や施設からの排出量に対し、一定量の排出枠を設定し、実排出量が排出枠を超過した場合、排出枠以下に抑えた企業から超過分の排出枠を購入する仕組み」をいう。

¹³ 各企業のGHG排出量は、測定する範囲によって異なるが、一般的には以下のScope1乃至Scope3が問題とされる(詳細は、下記環境省リンク参照)。

Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(いわゆるサプライチェーン全体における排出)

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/supply_chain.html

¹⁴ 下記の「GX情報関連リンク集」のうち、「GXリーグにおける排出量取引に関する学識有識者検討会(第2回)資料、01_来年度から本格稼働するGXリーグにおける排出量取引の考え方について(2)」9頁以下参照。

<https://gx-league.go.jp/topic/#mtg02>

「省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO2 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO2 等の吸収量を日本政府が認証して発行されるクレジット」をいう¹⁵(別紙図 2 参照)。

✓ クレジットの種類

日本国内における GHG 排出削減プロジェクトを促進する制度に基づくクレジットであり、いわゆる「ベースライン&クレジット」型のクレジットである。

✓ GXETS における取扱い

2023 年 2 月に GX リーグ事務局が公表した「GX-ETS における第 1 フェーズのルール」¹⁶によれば、適格カーボン・クレジットとされている。また、2022 年 9 月に開始された GXETS 市場実証実験において、取扱いが開始されている。

③ 二国間クレジット(JCM クレジット)

✓ 定義

「パリ協定第 6 条に基づく制度であり、日本国とプロジェクト実施国間の取り決めに基づき、日本が有する優れた脱炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等を提供し、これにより実現した GHG 排出削減・吸収を認証し発行されるクレジット」をいう¹⁷(別紙図 3 参照)。

✓ クレジットの種類

日本政府と覚書を締結したプロジェクト実施国における GHG 排出削減プロジェクトを促進する制度に基づくクレジットであり、「ベースライン&クレジット」型のクレジットである。

✓ GXETS における取扱い

2023 年 2 月に GX リーグ事務局が公表した「GX-ETS における第 1 フェーズのルール」によれば、適格カーボン・クレジットとされている。

一方、GXETS においては 2023 年 2 月時点において取扱いが開始されていないが、GXETS において取扱いが認められれば、カーボン・クレジット市場における供給拡大につながると期待されている。JCM クレジット創出拡大のために、2022 年 4 月、経済産業省等から「民間による JCM(二国間クレジット制度)活用のための促進策のとりまとめに向けた提言」が公表されている¹⁸。この提言を踏まえ、民間企業主導の JCM プロジェクト活性化による JCM クレジットの供給拡大が期待される。

3. ESG 関連のその他施策

カーボンニュートラル実現に向けて、広く ESG 関連では以下のような施策もとられている。気候変動対策を含む ESG 対策はもはや CSR の領域を超えているので、各企業は自らの成長と気候変動対策が両立するような戦

¹⁵ 下記環境省リンク参照。

<https://japancredit.go.jp/about/outline/#about>

¹⁶ 脚注 4 のリンクにおいて、参考資料「03_GX-ETS における第 1 フェーズのルール」として公表されている。

¹⁷ 下記リンク参照。

<https://gec.jp/jcm/jp/about/>

¹⁸ <https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220621006/20220421006.html>

略の立案が必要となっている。

(1) 企業開示関連

① サステナビリティ情報等の非財務情報の開示充実

2023年1月31日、サステナビリティ情報開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正が公布施行されている¹⁹。同改正によれば、サステナビリティ情報の「記載欄」が新設されるとともに、例えば、Scope1・Scope2のGHG排出量に関する開示が推奨されている。従って、企業としては、サステナビリティ情報等の非財務情報の開示を充実していくことが求められる。

また、同じく2023年1月31日、金融庁は「記述情報の開示の好事例集2022」(サステナビリティ情報等に関する開示)を公表している²⁰。これらの好事例集を参考に、上場企業としてはサステナビリティ情報等に関する開示を充実していくことが期待される。

② コーポレートガバナンス・コード

2021年4月6日、金融庁・スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議が「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」を公表している²¹。これによれば、上場企業を中心にTCFD等の国際基準に従ってサステナブル情報開示が求められる。

(2) ESGファンド関連

2022年12月15日、金融庁は、「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」を公表し、同行動規範によれば下記のようなルールが設けられている²²。従って、ESGファンドのような金融商品を組成する際には、同行動規範を遵守したグリーンウォッシュ対策を実施する必要がある。

(3) ESG対応と独禁法

2023年1月13日、公正取引委員会は、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(案)を公表した²³。脱炭素社会を実現するためには同業他社との協力等が必要とされる場合もあるが、そのような協力行為が競争制限効果がある場合は独占禁止法上の問題が発生する。上記ガイドライン(案)は、そのような問題に関する考え方を示すものであり現在パブコメ期間中であるため、その結果が注目される。

¹⁹ 下記金融庁リンク参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>

²⁰ 下記金融庁リンク参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230131/00.html>

²¹ 下記金融庁リンクの報告書

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210406/01-1.pdf>

²² 下記金融庁リンク18頁以下参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20221215/01.pdf>

²³ 下記公正取引委員会リンク参照。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jan/230113_publiccomment.html

III. カーボン・クレジット等に関する動向(海外)

(1) COP27

2022年11月、エジプト・アラブ共和国(シャルム・エル・シェイク)において、国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)が開催された²⁴。例えば、パリ協定6条に関するルールの詳細が固まってきており、カーボン・クレジット取引を促進するものと言える。

(2) カーボン・クレジット取引を促進する動き

ア パリ協定6条実施パートナーシップ

2022年11月、COP27の開催地であるエジプトにおいて、日本政府とUNFCCCとの間でパリ協定6条実施パートナーシップでの連携に関する覚書(Letter of Intent)の署名が行われた²⁵。これにより、二国間クレジット制度(JCM)をはじめとするパリ協定6条に沿った取組が促進され、二国間プロジェクトへの投資が拡大することが期待される。

イ US new initiative(Energy Transition Accelerator)

2022年11月、米国政府により、発展途上国におけるクリーンエネルギーへの移行を促進するためのメカニズムとして Energy Transition Accelerator の創設が公表された²⁶。これにより、米国のプライベートセクターのみならず、米国のパブリックセクターによる GHG 投融資へのサポートが期待される。

ウ 取引契約標準化の動き

International Swaps and Derivatives Association (ISDA)、International Emissions Trading Association (IETA) により、カーボン・クレジット取引に関する標準契約が公表されている²⁷。取引契約の標準化が進めば、取引コストが抑えられカーボン・クレジット取引が促進されることが期待される。

(3) ボランタリー・クレジットの質を高める動き

海外ボランタリー・クレジット²⁸(以下「海外 VCC」という)の取引は活発に行われているが、①パリ合意が目指す目標を世界全体で達成するにはクレジットの供給量が足りない、②グリーンウォッシュ対策が不十分である等の意見があり、海外 VCC については供給量の拡大と質の向上を目指す動きが活発化している。

²⁴ 詳細については、例えば下記環境省リンク参照。

https://www.env.go.jp/press/press_00859.html

²⁵ https://www.env.go.jp/press/press_00792.html

²⁶ <https://eg.usembassy.gov/u-s-government-and-foundations-announce-new-public-private-effort-to-unlock-finance-to-accelerate-the-energy-transition/>

²⁷ 例えば下記リンク参照。

ISDA:

<https://www.isda.org/2022/12/13/isda-launches-standard-definitions-for-the-voluntary-carbon-market/>

IETA:

<https://www.ieta.org/page-18192/13088342>

²⁸ 海外ボランタリー・クレジットとは、海外の NGO 等が中心となり、GHG 排出削減を認証しこれに対してクレジットの発行を認める制度であり、現状、例えば Verified Carbon Standard(VCS)、Gold Standard(GS)、American Carbon Registry(ACR)又は Climate Action Reserve (CAR)など異なる種類の制度が存在している。

ア ICVCM

The Integrity Council for the Voluntary Carbon Market (以下、「ICVCM」という)²⁹は Core Carbon Principle(案)を公表し、海外 VCC の供給量拡大と質の向上を図っている。ICVCM によれば、2023 年 3 月頃に CCP がファイナル化され同年第 3 四半期(Q3)において CCP eligible なクレジットが提供される見込みとのことである³⁰。これらにより、海外 VCC の質と量が向上することが期待される。

イ 許認可リスク

近時、海外 VCC 関連の GHG プロジェクト実施国(例えばインドネシア)等において、GHG 削減関連のクレジット移転について許認可等を要求する動きが出ている。従って、海外 VCC を含むカーボン・クレジットについて、プロジェクト実施国の許認可リスク等も検証する必要がある。

(4) デジタル技術活用の動き

海外 VCC については、デジタル技術を活用してカーボン・クレジットをトークン化すること等により取引を活性化する動きがある³¹。日本市場においても、デジタル技術を活用してカーボン・クレジット取引を活性化する動きが注目されるが、①トークン化された場合のトークンの法的性質、②マネーロンダリング対策、③消費者保護等を踏まえて、日本法の観点から検証する必要がある³²。

(5) 非財務情報開示の促進に関する動き

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)により、Scope3(いわゆるサプライチェーン全体における GHG 排出)の GHG 排出を測定するためのフレームワーク導入等が検討されている³³。従って、日本企業としても Scope3 の開示に対する準備を進める必要がある。

IV. カーボン・クレジットに関連するリスク及び対処方法

以上のようなマーケットの発展を踏まえ、各企業や金融機関がカーボン・クレジット関連取引³⁴に取り組む場合、例えば以下のようなリスクが考えられる。各企業としては、カーボン・クレジット市場において行われている実務を

²⁹ 下記 ICVCM リンク参照。

<https://icvcm.org/>

³⁰ 下記 ICVCM リンク参照。

<https://icvcm.org/integrity-council-unveils-timetable-to-introduce-high-integrity-label-to-voluntary-carbon-market-in-q3/>

³¹ 例えば、以下のようなものがある。

Aircarbon Exchange: トークン化されたカーボン・クレジットの取引を扱う市場を創設する。

<https://www.aircarbon.co/>

Carbonplace: 複数の銀行が、ブロックチェーン技術を用いてカーボン・クレジットの取引を扱うプラットフォームを創設する。

<https://carbonplace.com/>

³² この点、IETA が公表した Guiding Principles(下記リンク)などが参考になる。

<https://ieta.org/resources/Digital%20Climate%20Markets/IETA%20Guiding%20Principles.pdf>

³³ 例えば、ISSB Update 2022 年 12 月(下記リンク)3 頁以下参照。

https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/issb_202212.pdf

³⁴ 例えば、GXETS におけるカーボン・クレジットの市場内取引、取引市場外における各種カーボン・クレジットの現物売買取引・先物取引等のデリバティブ取引・カーボン・クレジットに関連するファイナンス取引等が考えられる。

踏まえて、現実的なリスクヘッジを図りつつ取引を進めていく必要がある。

(1) カーボン・クレジットに関連する主要な法的論点³⁵

- ① 法的性質:どのような権利か
- ② 権利の発生要件:権利が発生するために何が必要か³⁶
- ③ 権利の移転要件・対抗要件:権利を確実に移転するために何をすればよいか
- ④ 担保設定の可否:カーボン・クレジットに担保権を設定できるか
- ⑤ ライセンスの要否:カーボン・クレジット取引を行うために、何らかのライセンスがいるか³⁷

(2) カーボン・クレジットに関連する主要なリスク

- ① クレジットが実態を伴っておらず、買主の期待どおりのオフセット効果が得られない(グリーンウォッシュリスク)
- ② 売主が当該権利を保有していない(無権利、担保等の負担、既に無効化されているリスク)
- ③ 売主等の関係者が倒産した場合の影響(倒産リスク)

(3) カーボン・クレジットに関連する主要なリスクへの対処方法

上記(3)①乃至③のリスクを管理する手法として、例えば以下のようなものが考えられる。但し、下記はありうる選択肢であり、現実の取引においては相手方があるので、相手方との関係性において実現可能な範囲で導入することとなる。

- プロジェクト関連書類等のチェック(Due Diligence)
- カーボン・クレジット発生根拠としてのプロジェクトに関連するリスクのチェック(例えば、プロジェクト実施国における許認可リスク等)
- カーボン・クレジットに関する Registry 上の名義のチェック
- カーボン・クレジット及び対象プロジェクトに適用される各法令における法的論点のチェック

³⁵ なお、法的論点の詳細については、下記 Newsletter 参照。

https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins12_pdf/220629.pdf

また、脚注 4 のリンクにおいて公表されている参考資料「03_GX-ETS における第1フェーズのルール」71 頁以下においても、法的視点・会計的視点・税務的視点から検討すべき論点が紹介されている。

³⁶ 算定割当量(いわゆる京都議定書に基づく京都クレジット)については、割当量口座簿の記載が移転の効力発生要件とされ(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)50 条)、善意取得による保護がある(温対法 54 条)。従って、J-クレジット・JCM クレジット等の日本法に基づき発生するカーボン・クレジットについては、温対法が適用されるか否かについて整理する必要がある。

一方、海外 VCC については海外 VCC の準拠法における規律を確認する必要がある。

³⁷ 算定割当量(いわゆる京都議定書に基づく京都クレジット、地球温暖化対策の推進に関する法律 2 条 7 項参照)の売買やデリバティブ取引について、銀行法及び金融商品取引法ではこれを兼業規制の対象としている(銀行法 10 条 2 項 14 号・銀行法施行規則第 13 条の 2 の 3 第 1 項第 2 号・13 条の 2 の 6、金融商品取引法 35 条 2 項 7 号、金融商品取引業に関する内閣府令 68 条 16 号、17 号参照)。また、2022 年 12 月 26 日に金融庁が公表した「カーボン・クレジットの取扱いに関する Q & A」(下記リンク参照)によれば、民間主導で発行されるボランタリー・クレジットであっても、一定の場合には取扱可能であることが明確にされている。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221226.html>

- 上記を踏まえて抽出されるリスクについて、契約上の手当て(売主の表明保証等)(相対取引の場合)

V. 2023 年の展望

2023 年は、GX リーグ・GXETS の稼働が始まる。カーボン・クレジットを活用したグリーン投資拡大の観点から、以下の点が注目される。

- GX リーグ・GXETS において取扱いが認められるクレジットがどこまで拡大するか。
- J クレジット・JCM クレジット等、日本企業本体の排出削減とのオフセット(Scope1)が認められるクレジットについて、どこまで供給が拡大されるか。また、JCM クレジット等を活用して、日本企業の脱炭素技術活用⇒プロジェクト実施国における GHG 排出削減⇒日本企業への収益還元という好循環をどこまで作れるか。
- 海外 VCC について、供給量の拡大と質の向上をどこまで実現できるか。

VI. まとめ

日本政府及び日本企業として、2030 年の 46%削減・2050 年のカーボンニュートラル実現のためには、経済合理性を伴うカーボン・クレジットの活用が必要と思われる。例えば、J クレジットを活用した中小企業の省エネ対策の支援や二国間クレジットを活用した途上国での脱炭素プロジェクトの推進など、脱炭素対策と経済成長を両立する可能性は広がる。現実には直面するリスクに対処しつつ、脱炭素投融資に取り組むことが重要となる。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 宮川 賢司 (kenji.miyagawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com